

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月18日
【会社名】	ヤマト・インダストリー株式会社
【英訳名】	YAMATO INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本英親
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野三丁目9番1号
【電話番号】	03(3834)3111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 石川恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野三丁目9番1号
【電話番号】	03(3834)3111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 石川恵一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当310,100,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ヤマト・インダストリー(株)大阪支店 (大阪市中央区淡路町一丁目4番10号) ヤマト・インダストリー(株)名古屋支店 (名古屋市中村区名駅五丁目16番17号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,430,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成21年9月18日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	4,430,000株	310,100,000	155,050,000
一般募集			
計(総発行株式)	4,430,000株	310,100,000	155,050,000

(注) 1 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

2 第三者割当の方法によります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	永田紙業株式会社	
割当株数	2,500,000株	
払込金額	175,000,000円	
割当予定先の内容	住所	埼玉県深谷市長在家198
	代表者の氏名	代表取締役 永田博太郎
	資本の額	10百万円
	事業の内容	機密文書処理、資源回収、産業廃棄物処理、リサイクル製品企画・販売
	大株主及び持株比率	永田博太郎 67% 明成物流(株) 17% 永田了子 16%

当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	株
	取引関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項			発行日より1年5ヶ月間は譲渡しない旨、契約書面にて当社に確約を依頼する予定です。 但し、担保提供を除きます。

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成21年9月17日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		明成物流株式会社	
割当株数		1,500,000株	
払込金額		105,000,000円	
割当予定先の内容	住所	埼玉県深谷市長在家198	
	代表者の氏名	代表取締役 永田耕太郎	
	資本の額	17百万円	
	事業の内容	一般貨物自動車運送業、産業廃棄物収集、運送業等	
	大株主及び持株比率	永田耕太郎 73% 松葉美紀 9% 利根川美穂 9% 岩上良恵 9%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	株
	取引関係	取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項			発行日より1年5ヶ月間は譲渡しない旨、契約書面にて当社に確約を依頼する予定です。 但し、担保提供を除きます。

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成21年9月17日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称		美吉野化工株式会社	
割当株数		215,000株	
払込金額		15,050,000円	

割当予定先の内容	住所	大阪府大阪市中央区松屋町住吉5-14	
	代表者の氏名	代表取締役 森川幸洋	
	資本の額	50百万円	
	事業の内容	合成樹脂の成型加工及び販売	
	大株主及び持株比率	ヤマト・インダストリー(株) 13.6% 森川 幸洋 10% 森川 芳樹 10% 森川 正幸 10% その他 56.4%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	14,625株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	株
	取引関係	取引関係	年商30~40百万円程度、合成樹脂製品の製造販売
		人的関係	該当事項ありません。
当該株券の保有に関する事項			当社は割当予定先に対して、割当新株式の全部又は一部を割当予定先が譲渡した場合には、その内容を当社に書面により報告することにつき、確約書の発行を依頼する予定です。

(注) 資本の額、大株主及び持株比率並びに出資関係の欄は、平成21年9月17日現在におけるものであります。

割当予定先の氏名又は名称			森川幸洋
割当株数			72,000株
払込金額			5,040,000円
住所			大阪府堺市西区
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数	10,000株
当該株券の保有に関する事項			当社は割当予定先に対して、割当新株式の全部又は一部を割当予定先が譲渡した場合には、その内容を当社に書面により報告することにつき、確約書の発行を依頼する予定です。

(注) ヤマト・インダストリー株式会社、代表取締役岩本英親の縁戚にあたる者であります。

割当予定先の氏名又は名称			森川正幸
割当株数			143,000株
払込金額			10,010,000円
住所			大阪府大阪市中央区
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数	22,000株
当該株券の保有に関する事項			当社は割当予定先に対して、割当新株式の全部又は一部を割当予定先が譲渡した場合には、その内容を当社に書面により報告することにつき、確約書の発行を依頼する予定です。

(注) ヤマト・インダストリー株式会社、代表取締役岩本英親の縁戚にあたる者であります。

資金調達目的

当社においては、現在資金面で課題を抱えていることに加え現在の財務状況を勘案すると間接金融による調達は無効ではないことから、十分な資金確保の必要性に鑑み資本提携等を模索しておりましたが、当社の主力製品である物流機器の販売取引を契機としてかねてから接触を深めてまいりました永田紙業株式会社ならびに同グループ会社であります明成物流株式会社との間で、今般、資本・業務提携を図ることで合意ができたことにより両会社に対し第三者割当増資の引受をお願いすることとしたものであります。また、従来から当社と同業にて商取引での結びつきがあり、また当社代表者である岩本英親の縁戚にあたる森川幸洋氏が代表者を務めている美吉野化工株式会社および同社代表者の森川幸洋様ならびにご親族の森川正幸様にも当社の現況にも深くご理解を示していただき当社に協力していただけることとなったため、あわせてこの機会に増資の引受をいただくことで合意にいたったものであります。当社としまして、永田紙業株式会社ならびに明成物流株式会社との提携は、従来から当社の経営課題でありました収益の拡大が見込めかつ相応のシナジー効果の具現化が期待でき成長・発展が見込める分野の開拓を企図した異業種提携により新たな事業への進出が図れることや相互の人材の交流を通じて、従来の体質から一步脱却した収益を確保できる会社への脱皮をめざすものであります。なお、本増資が実施された場合には当社株式の希薄化が生じる事になり、株主の皆様には少なからず影響が生じると考えられますが、当社の財務基盤を安定化し、事業の円滑な継続を確実なものとするためには、本件増資が必要不可欠なものであると判断しております。

割当先を選定した理由

永田紙業株式会社につきましては、当社の取引先として物流機器の購入を頂いたことを契機に接触が始まったものであります。同社は、古紙の回収ならびに再生加工を行い国内製紙会社への製紙原料の納入を主業とし循環型社会に貢献しておりますが、産業廃棄物回収全般にも事業分野を拡大しリサイクルにも注力して現在に至っております。これに加え、機密情報の滅却・破碎や非鉄金属関連事業、ロジスティクス事業にも分野を広げ社会貢献を果たしているところであります。以前から同社はプラスチック成形にも興味を示しており、廃棄物回収で入手したプラスチック原料の再利用にも関心が高く、当社の成形機での再加工や当社の持つ取引先への産廃網の拡大、一方で当社製品の同社取引先への販売等を模索する中で相互に業務提携することでシナジー効果が見込めるものと判断したものであります。また、同社は今回の割当先である明成物流株式会社をグループ会社に持ち、物流部門に造詣が深く当社製品の販売における運送部門での利用や、当社の販売した合成樹脂成形品の廃棄物回収などでも相互利用が見込めるものであります。

こうした、業務提携に向けた交流の中で、当社の直面する問題解決への関心にも深く理解を示し、業務提携のみならず資本提携でも協力関係に向けた相互理解が深まったものであります。今回の同社への割当額からすればそれなりの保有比率を委ねるものになりますが、当社の目指す異業種提携や同社の持つ豊富な販売網ならびに営業力を有効活用することで当社の企業価値の向上に寄与することが可能との判断のもと割当先として相応しいものと判断したものであります。明成物流株式会社につきましても同社のグループ会社として同一経営陣の指導の下にあり、今後は両社との提携関係を深めることで当社の再生も軌道に乗るものと考えております。両社とも資金面では相応のものを確保しており、必要資金を自己資金または金融機関借入にて調達する旨の報告をいただいております。

なお、両社につきましては、当社ならびに信用調査機関等の資料を通じて、当該割当先が反社会勢力との取引関係および資本関係を一切有していないことを確認しており、また将来においても同関係を有しないことを確認しております。

一方、美吉野化工株式会社につきましては、従来から当社の持分法適用会社として、また同業の商取引先として親密な関係を形成してまいりました。過去に同社は当社株を売却しており、現在は当社の株主となっておりますが、今回永田紙業株式会社グループへの第三者割当実施に伴い、当社の直面する課題解決への協力として、第三者割当増資にご協力いただけることになり関係強化の一環としてお願いするものであります。そのほか、同社森川社長ならびにご親族様においても増資引受に協力いただけることになったものであります。なお、同社につきましても、当社の調査ならびに永年の親交関係を通じて、当該割当先が反社会勢力との取引関係および資本関係を一切有していないことを確認しており、また森川幸洋様、同正幸様におきましても反社会的勢力とは現在ならびに将来においても同関係を有しないことを確認しております。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期日	申込証拠金 (円)	払込期日
---------	--------------	------------	------	--------------	------

70	35	1,000株	平成21年10月28日(水)		平成21年10月29日(木)
----	----	--------	----------------	--	----------------

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
 3 申込方法は、申込期間に下記申込取扱場所に申込みをするものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
 4 発行条件等の合理性

発行条件が合理的であると判断した根拠

発行価格は、当該増資に係る直近6ヶ月間(平成21年3月18日から平成21年9月17日まで)の普通株式(終値)の平均値である75.9円を参考として70円(ディスカウント率7.8%)といたしました。なお、当社は第三者機関より本件価格設定の妥当性を検証いただいております。また、当社は第三者機関より本件価格設定の妥当性を検証いただいております。

直近の株価を参考としなかった理由は、当社株式は売買出来高の水準が低く、一時的な売買出来高の増減により株価の動きが乱高下することや、昨今の不安定な株価市況を勘案し取締役会決議日の直前取引日の終値に比べ一定期間の平均株価という平準化された値を参考にする方が株価のブレを排除でき算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。

また、算定期間を直近6ヶ月と比較的長期間といたしましたのは、今回の永田紙業株式会社ならびに明成物流株式会社ならびに美吉野化工株式会社との間で、払込日から1年5ヶ月に亘り株式譲渡禁止ならびに買増禁止を約定しており長期保有を期待できること、また永田紙業株式会社と明成物流株式会社の間では業務提携・人材交流を図ることで相互にシナジー効果を追求し企業価値向上に寄与できること等から長期間の平均値をとることが妥当であると判断したためであります。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資により、現在の当社の発行済株式総数の77%の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、当該資金調達により今後の事業展開を円滑に進めることが可能になること、また自己資本比率の改善により事業基盤が強固となり、構造改革実施効果の具現化と相俟って当社の業績が回復することで、配当原資の確保や株価回復期待によるキャピタルゲインの高まり等当社の企業価値の向上につながることであります。こうしたことから、今回の発行数量と希薄化規模は決して既存株主様にご迷惑をかけるものではなく合理的であると判断いたしております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ヤマト・インダストリー株式会社 本店 管理本部	東京都台東区上野三丁目9番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行上野支店	東京都台東区台東4丁目11番4号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
310,100,000	2,200,000	307,900,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額307,900,000円につきましては、当社の財務基盤の安定化を図るべく運転資金(主として支払手形決済資金約200百万円に充当)ならびに構造改革を円滑に進めるうえで先行して支出される諸費用(生産拠点統廃合約30百万円、希望退職者募集費用約30百万円、本社移転等で約50百万円)に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第54期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年6月30日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年9月18日）までの間に変更が生じており、「事業等のリスク」として次のとおり追加いたします。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成21年9月18日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

（追加事項）

株式の希薄化について

今回、平成21年9月18日開催の取締役会において決議された第三者割当増資により、現在の当社の発行済株式総数5,741,797株に対し、新たに4,430,000株発行することにより、77%の割合で希薄化が生じることになります。

しかしながら、当該資金調達により今後の事業展開を円滑に進めることが可能になること、また自己資本比率の改善により事業基盤が強固となり、構造改革実施効果の具現化と相俟って当社の業績が回復することで、配当原資の確保や株価回復期待によるキャピタルゲインの高まり等当社の企業価値の向上につながることとなります。こうした点から、今回の発行数量と希薄化規模は決して既存株主様にご迷惑をかけるものではなく合理的であると判断いたしております。

2．臨時報告書の提出

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第54期)	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第54期)	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	平成21年7月9日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第55期 第 1 四半期	自 平成21年4月 1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

ヤマト・インダストリー株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 誉 章

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿 島 か お る

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 口 泰 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社及び連結子会社1社は、役員退職慰労金について、支給時の費用として処理する方法から内規に基づく当連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社及び連結子会社1社は、平成20年5月28日に関連会社Y P K株式の一部を売却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

ヤマト・インダストリー株式会社

取締役会 御中

監査法人不二会計事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	乗	田	紘	一
業務執行社員	公認会計士	立	石	康	人

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

・「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は継続的に経常損失及び当期純損失を計上したこと、ならびに借入金の返済面での困難性が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

・（重要な後発事象）に記載のとおり、会社は平成21年5月15日開催の取締役会において、海外2拠点（連結対象子会社3社）の事業撤退を行うことを決定した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ヤマト・インダストリー株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、ヤマト・インダストリー株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

ヤマト・インダストリー株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 島 誉 章

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鹿 島 か お る

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 口 泰 志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、役員退職慰労金について、支給時の費用として処理する方法から内規に基づく当期末要支給額を引当計上する方法に変更している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成20年5月28日に関連会社Y P K株式の一部を売却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

ヤマト・インダストリー株式会社
取締役会 御中

監査法人不二会計事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	乗	田	紘	一
業務執行社員	公認会計士	立	石	康	人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は継続的に営業損失を計上したこと及び借入金の返済面での困難性が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

ヤマト・インダストリー株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士 乗田 紘一

業務執行社員

公認会計士 立石 康人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

ヤマト・インダストリー株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二 会 計 事 務 所

代表社員
業務執行社員

公認会計士 乗田 紘一

業務執行社員

公認会計士 立石 康人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマト・インダストリー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマト・インダストリー株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は継続的に営業損失を計上したこと及び借入金の返済面での困難性が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。